

昭和二十三年政令第三百六号

沖繩関係事務整理に伴う恩給の特別措置に
関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令
に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に
基き、ここに沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給
等の特別措置に関する政令を制定する。

1 都道府県の負担すべき恩給で沖繩県に係るも
のは、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第
十六条の規定にかかわらず、国庫が、負担す
る。

2 都道府県知事の裁定すべき恩給で沖繩県に係
るものは、恩給法第十二条の規定にかかわら
ず、総理府恩給局長が、裁定する。

附 則 この政令は、昭和二十三年十月一日から、施
行する。

附 則 （昭和二十四年五月三十一日法律第一
三七号）抄

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行
する。

附 則 （昭和二十四年二月二日政令第
三九六号）

この政令は、昭和二十五年一月一日から施行
する。

附 則 （昭和二十六年一〇月六日政令第三
二二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十七年一月一九日政令第五
号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十
六年十二月五日から適用する。

附 則 （昭和二十七年四月二十八日法律第一
〇六号）抄

1 この法律は、法施行の日から施行する。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二
六八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行
する。

3 従前の機関及び職員は、この法律に基く相当
の機関及び職員となり、同一性をもつて存続す
るものとする。

附 則 （昭和四十二年七月二五日法律第八
一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日（以
下「施行日」という。）から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一日法律第八三
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島
に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
の効力発生の日から施行する。ただし、附則第
三条第二項の規定は、政令で定める日から施行
する。

附 則 （昭和四六年一月三十一日法律第
一三〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発
生の日から施行する。